

警察庁緊急災害警備本部

平成23年東北地方太平洋沖地震の発生に伴う東北自動車道、磐越自動車道等における交通規制について

《平成23年3月22日午前10時以降》

1 概要

平成23年東北地方太平洋沖地震の発生に伴い、関係県公安委員会では、東北自動車道、磐越自動車道等の一部区間について、大型自動車等以外の通行を禁止する交通規制を実施しています。

2 交通規制の内容

3の車両以外の車両の通行は禁止されています。

3 通行することができる車両

(1) 自動車登録番号標の分類番号が①～⑤に該当する自動車（大型自動車等）

- ① 1、10から19まで及び100から199まで【いわゆる「1ナンバー車」】
- ② 2、20から29まで及び200から299まで【いわゆる「2ナンバー車」】
- ③ 8、80から89まで及び800から899まで【いわゆる「8ナンバー車」】
- ④ 9、90から99まで及び900から999まで【いわゆる「9ナンバー車」】
- ⑤ 0、00から09まで及び000から099まで【いわゆる「0ナンバー車」】

(2) 事業用自動車（自動車運送事業者がその自動車運送事業の用に供する自動車）
【いわゆる「緑ナンバー車」及び「黒ナンバー車」】

(3) 緊急通行車両

- ① 緊急自動車として使用されうる自動車（救急用自動車、消防用自動車等）
- ② 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両であって、都道府県知事又は都道府県公安委員会が交付した緊急通行車両確認標章を掲示しているもの

4 2の交通規制が実施される道路（この区間のスマートIC以外のICから出入りが可能です。）

○ 東北自動車道 宇都宮IC～一関IC

【出入りできないIC】

西那須野塩原、黒磯板室、矢吹、郡山南、本宮、二本松、国見

○ 磐越自動車道 津川IC～いわきJCT

【出入りできないIC】

磐梯熱海、猪苗代磐梯高原、磐梯河東、会津坂下、西会津

○ あぶくま高原道路 福島空港IC～小野IC

【出入りできないIC】

石川母畑、平田西、平田

- 常磐自動車道 亘理 I C～山元 I C
- 仙台南部道路 全線
- 仙台東部道路 仙台若林 J C T～亘理 I C
- 仙台北部道路 全線
- 三陸自動車道 利府 J C T～登米東和 I C

(注) 一般道路には、こうした交通規制を実施している区間はあります。

(注) 区間及び出入りできない I C については、今後、変更することがあります。

5 緊急通行車両確認標章（4 ページも御参照ください。）

(1) 交付対象

緊急通行車両確認標章は、緊急通行車両確認標章がなければ4の道路を通行することができない車両（3(1)、(2)又は(3)①のいずれかには該当しない車両）のうち、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施しようとするものに対して交付されます。

(注) 緊急通行車両確認標章が不要となる3(1)、(2)又は(3)①のいずれかに該当する車両に対しては、緊急通行車両確認標章は交付されません。

※ 「災害応急対策」は、次の事項について行うこととされています。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- カ 清掃、防疫その他の保険衛生に関する事項
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における交通秩序の維持に関する事項
- ク 緊急輸送の確保に関する事項
- ケ その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

※ 警察庁として、都道府県警察に対して、上記ア～ケに掲げる災害応急対策に該当することを明確化し、緊急通行車両確認標章の円滑かつ的確な交付を指示したものではありません。次のものであります。（上記ア～ケに掲げる災害応急対策に該当するものであれば、次のものであっても、緊急通行車両確認標章の交付対象となります。）

- 政府の緊急物資輸送への協力
- 医薬品、医療機器等の輸送
- 医師、歯科医師
- 企業等による食料品・生活用品・燃料の輸送（タンクローリーについては I C 等でも緊急通行車両確認標章を交付しています。）
- 災害応急対策のため被災地に向かう建設業者
- 応急仮設住宅の建設及び建設準備
- 高速バス
- 霊柩車
- 家畜の飼料の輸送

- 金融機関等の現金輸送
- 道路の啓開作業
- 患者等の搬送

(2) 申請手続

出発地の警察署等で交付を受けてください。複数台の車両について一括申請することも可能です。

なお、緊急通行車両確認標章の交付は、事前届出があった約31.7万台（平成21年末）を優先することとしていますので、御注意ください。

6 お問い合わせ

- ・ 人命救助、応急復旧作業、緊急輸送等を含む交通の安全と円滑のための通行禁止の交通規制であり、一部の車両が通行できないことについて、御理解をお願いします。
- ・ 災害応急対策を円滑に実施するため、被災地に向かう道路における不要不急の通行は避けていただくように、御協力をお願いします。

7 お問い合わせ先

最寄りの警察署等にお問い合わせください。